

情報なんぶ

平成25年7月19日発行

南部町行政だより 第121号

企画政策課 電話 66-3113

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

■ 消火栓の使用について ■

消火栓使用願

◎防火訓練等で消火栓を使用される場合は、「消火栓使用願」（南部町給水条例第19条）に必要事項を記入・押印の上、あらかじめ南部町役場上下水道課へ届出をしてください。

◎消火栓を使用されますと、その地域の水道水が濁る等、付近の方々にご迷惑をおかけする場合があります。

使用上の注意事項

1. 消火栓の水は、火災時や防火訓練以外の目的では絶対に使用しないでください。
 2. 消火栓を開閉する場合は、急に開閉せず、ゆっくりと開閉してください。使用状況により、開いた状態のまま閉まらなくなった時は、無理に操作しないで下さい。
- ※急な開閉は、一時的であっても水道水の濁りの原因となり、地域住民の方々にご迷惑が掛かりますので絶対にしないで下さい。
3. 消火栓を開けた時、初めのうちは濁った水が出ますので、水が澄むまで待つて使用してください。また、閉める時も濁り水が出なくなった状態で閉めて下さい。
 4. 消火栓の使用を終了する時は、消火栓より水が出ていないことを確かめてください。もし水が出ているようであれば、もう一度少し開けてからゆっくり閉め直してください。

【問い合わせ先】南部町役場上下水道課 TEL 66-4807

■ 多重債務・ヤミ金融等相談会【8月開催分】 ■

- ・弁護士や司法書士等の法律専門家による、無料の面接相談です。
※相談会前でも、各相談機関で相談に応じています。
- ・希望者は、臨床心理士による心理カウンセリングも、無料で受けられます。
(いずれも事前予約制)

【日時】平成25年8月20日(火) <時間:午後1時半~4時>

【場所】米子コンベンションセンター5階第5会議室 (米子市末広町294)

・事前予約のお申し込みは、下記相談機関にお願い致します。

【申込み先・問い合わせ先】

・鳥取県立消費生活センター

西部消費生活相談室 TEL 0859-34-2648

・南部町役場町民生活課(天萬庁舎) TEL 0859-64-3781

<受付時間>8:30~17:00 <休業日>祝祭日

【主催】 多重債務・ヤミ金融問題対策協議会

■ 平成25年度国民健康保険税の税率が変わります ■

国民健康保険は、加入している方の保険税を主な財源として運営していますが、高度医療の実施や新薬の投与などにより医療費が増加しており、赤字運営が続いています。医療費が増加している中、現在の保険税率では収入不足が見込まれるため、やむを得ず保険税率を改定することにしました。

国民健康保険事業会計の健全運営のためには、基金を繰り入れることなく保険税で運営を行うことが望ましいとされています。しかし、景気はなかなか回復せず暮らしが安定していないことなどを考え、基金を2千5百万円取り崩し、保険税率の引き上げを極力抑えることとしました。

<保険税率>

区分	平成25年度					平成24年度				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療分	5.42%	23.40%	19,700円	15,300円	51万円	5.37%	23.40%	19,700円	15,300円	51万円
後期分	2.72%	11.80%	10,100円	7,300円	14万円	2.43%	10.67%	9,000円	7,100円	14万円
介護分	1.97%	10.98%	10,200円	5,200円	12万円	1.97%	10.98%	10,200円	5,200円	12万円
合計	10.11%	46.18%	40,000円	27,800円	77万円	9.77%	45.05%	38,900円	27,600円	77万円

医療分：国民健康保険の加入者全員が負担します。

後期分：後期高齢者医療を支えるために、各医療保険の加入者全員が負担します。

介護分：国民健康保険の加入者で、40歳から64歳の方が負担します。

<保険税の算定方法について>

保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割額を合計したものが年間の保険税額となります。

【所得割】 被保険者の前年の総所得金額から33万円を引いたものに、所得割率をかけて計算します。

【資産割】 当該年度の固定資産税額に、資産割率をかけて計算します。

【均等割】 被保険者1人あたりの額です。

【平等割】 1世帯あたりの額です。

限度額とは、上限の金額です。

【問い合わせ先】 国保制度のことは…町民生活課 TEL 66-3116

国保税のことは…税務課 TEL 66-4802

■ 町営西伯墓苑使用者を募集します ■

・町営西伯墓苑7区画の使用者を募集します。詳しくは下記までご連絡ください。

・未使用及び更地です。

【名称・区分・区画数・面積・使用料・管理料】

名称	区分	区画数	面積	使用料	管理料/年
南部町営西伯墓苑	B区画	6か所	5.76㎡	263,000円	2,140円
南部町営西伯墓苑	D区画	1か所	5.76㎡	183,000円	2,140円

【所在地】 南部町福成(駐車場・休憩所有り)

【使用者の資格】 南部町に住所を有する世帯主

【申込受付期間】 平成25年7月22日(月)~8月2日(金)

【申込先】 南部町役場 町民生活課 (天萬庁舎又は法勝寺庁舎)

【必要書類等】 印鑑、申込書、住民票抄本(世帯主、本籍地記載のもの)

※申込用紙につきましては町民生活課(法勝寺庁舎・天萬庁舎)にあります。

【問い合わせ先】 町民生活課 環境衛生室 (天萬庁舎) TEL 64-3781

※応募多数の場合には、抽選となりますのでご了承ください。

■ 汗かく農業者支援事業及びじげの職人支援事業の募集について ■

産業課では汗かく農業者支援事業及びじげの職人支援事業の募集を行います。

応募希望者は8月23日(金)までに産業課まで申請してください。

○事業対象者

汗かく農業者支援事業	じげの職人支援事業
南部町内に土地を有し、販売を目的とした事業計画を予定している農業者	集落の農地を守るため、自発的に作業道整備や農地改良を行う意欲的な農業者

	区分	内容	補助対象経費	補助率	補助金上限
汗かく農業者支援事業	養魚田整備	養魚田整備のために要する経費の助成	重機等の賃借料、材料費、業者委託にした場合の工事請負費等	1/2	250,000円
	栽培推進	果樹や薬草、薬木、花木の新植や改植に要する経費を助成	苗木代、肥料、農薬、支柱	1/2	150,000円
	施設整備	ハウス等の施設の新設、修繕、プランター栽培等のセットの導入に要する経費を助成	ハウス資材費(中古可)、建設費、修繕費(ビニールの張替えは除く)、灌水設備	1/3	500,000円
	機械整備【新規】	新規作物の栽培、または規模拡大、生産性・収益性向上により、農業所得の向上を目指すため、栽培管理・出荷調整に直接使用する機械の取得費を助成	購入費50,000円以上の機械の取得費(水稲用機械、トラクター及び付属機器等、その他農業以外に利用可能な汎用性のある機械を除く。)	1/3	200,000円
じげの職人支援事業	資格取得	重機、車輛、特殊機械を扱うための資格の取得に要する経費を助成	資格取得に要する経費(受験料、受講料、テキスト代)	1/3	30,000円
	農地改良	自らの作業により行なう、作業道・用排水路・農地整備のためにかかる費用を助成 ※請負は対象外	材料費(砕石、真砂、二次製品、塩ビ管)、重機等の借上料、労務費(県標準単価による)	1/2	50,000円

【問い合わせ先】産業課 竹中 TEL 64-3783

■ 「鳥取大学地域貢献支援事業成果報告会 in 南部町」を開催します ■

南部町と鳥取大学は、平成24年3月に連携協定を結び、地域の歴史・文化・経済・産業と結びついた特色ある教育研究を展開しています。今回の報告会では、平成24年度から現在まで取り組んでいる2つの事業について、大学の先生からご報告いただきます。お気軽にご参加ください。

●報告1

「法勝寺一式飾りの文化的価値と次世代への継承」
鳥取大学地域学部 准教授 高橋 健司 氏

●報告2

「切り干し竹の子の健康効果」
鳥取大学農学部 教授 渡辺 文雄 氏

【日時】平成25年8月2日(金) 18:00~19:30

【場所】富有まんてんホール(天萬庁舎3階)

【参加費】無料

【問い合わせ先】企画政策課 TEL 66-3113

■ 平成25年度鳥取県町村職員採用資格試験について ■

職種	応募資格
一般事務	南部町の在住者または出身者で昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方
保健師	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有するか、平成26年3月31日までに取得見込の方
土木技師	・西伯郡、日野郡、米子市、境港市の在住者または出身者で昭和53年4月2日以降に生まれた方 ・2級土木施工管理技術検定試験における「学科試験のみ」の受験資格をあたえられた方、または測量士補・測量士・技術士建設部門・土木施行管理技士のうちいずれかの資格を有するか、平成26年3月31日までに取得見込の方

【採用予定者数】若干名(すべての職種)

【試験日】平成25年9月22日(日) ※時刻及び試験会場は受験票交付の際にお知らせします。

【受験手続き】平成25年7月25日(木)から申込用紙をお渡しします。

【配布場所】南部町役場法勝寺庁舎総務課または天萬庁舎町民生活課
鳥取県西部町村会事務局

【申込締切】平成25年8月16日(金)午後5時まで

【提出先】鳥取県西部町村会事務局(米子市靴町1丁目160 西部総合事務所新館2階)
※役場では申込受付ができませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】総務課 TEL 66-3112

■ 介護予防教室「じょいやあなんぶ」の参加者を募集します ■

高齢になっても元気で過ごしていただくために、閉じこもりと認知症予防教室「じょいやあなんぶ」を開催しています。仲間づくりや交流の場としてぜひご参加ください。

【対象】65歳以上の方で介護認定を受けていない方

【日時】毎週水曜日 午前10時~午後3時

【場所】交流会館(天萬庁舎隣)

【内容】午前:茶話会・認知症予防プログラム・自由活動
午後:体操・脳活性化ゲームなど

【参加費】300円
(昼食は弁当をお持ちください。配達弁当を希望される方は別途500円が必要です。)

【交通】会場へは各自でお越しください。

【参加方法】参加を希望される方は下記まで連絡をしてください。
※体験見学も可能です。

【問い合わせ先】南部地域包括支援センター(健康福祉課) TEL 66-5524

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方の介護をしている家族のつどいを開催します。

介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやリフレッシュをする会です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり介護についての相談・アドバイスを受けることができます。

*参加申し込みは不要ですので、お気軽にご参加ください。

【日時】8月16日(毎月第3金曜日)午前10時~12時

【場所】健康管理センターすこやか

【参加費】100円(茶菓代)

【問い合わせ先】南部地域包括支援センター(健康福祉課) TEL 66-5524